

社会資本総合整備計画

令和6年12月27日

計画の名称	小山町における高齢者にもやさしい安全な住まいの実現(地域住宅計画)（第1回変更）													
計画の期間	令和 03 年度 ～ 令和 07 年度(5年間)										重点計画の該当			
交付対象	小山町													
計画の目標	高齢者にもやさしい住環境の整備を行うことにより、安全で安心できる住まい・まちづくりを実現する。													
全体事業費(百万円)		合計(A+B+C+D)		71百万円	A	71百万円	B	0百万円	C	0百万円	D	0百万円	効果促進事業費の割合C／(A + B + C + D)	0%

番号	計画の成果目標(定量的指標)			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値	中間目標値	最終目標値
		(R3当初)	(R5末)	(R7末)
1	町営住宅の居住性を改善し長寿命化を図る。			
	町営住宅の長寿命化に資する修繕又は改善された住宅の割合	50%	%	80%
備考等				
個別施設計画を含む		—	国土強靱化を含む	—
定住自立圏を含む		—	連携中枢都市圏を含む	—
流域水循環計画を含む		—	地域再生計画を含む	—

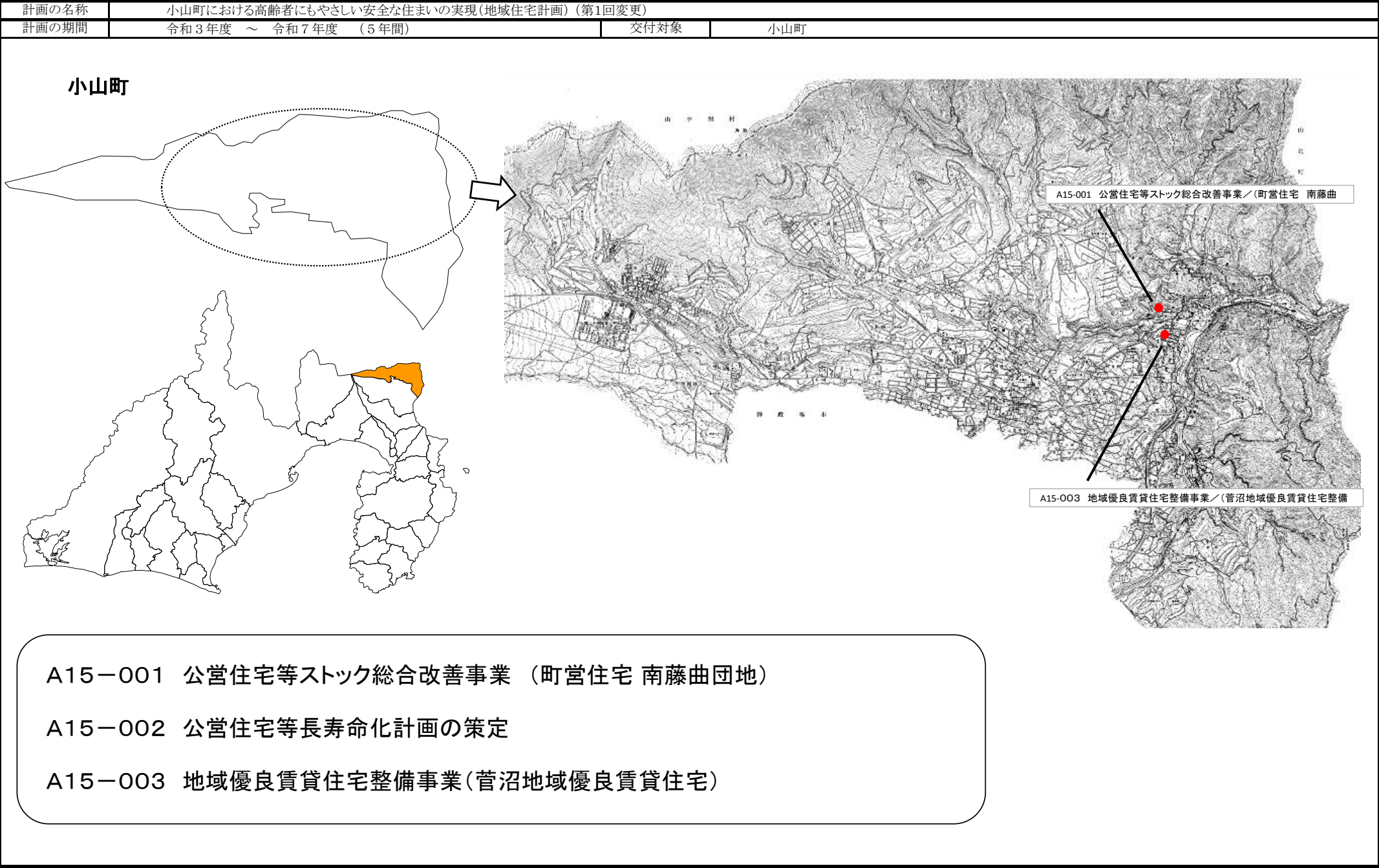
A 基幹事業																				
A 基幹事業																				
基幹事業(大)	番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間節	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名／ 港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	費用便益比	個別施設計画 策定状況	
		一体的に実施することにより期待される効果																		
		備考																		
地域住宅計画に基づく 事業	A15-001	住宅	一般	小山町	直接	小山町	—	—	公営住宅等ストック総合 改善事業	町営住宅住居改善・屋上防水・ 外壁塗装等	小山町	■	■	■	■	■	70		策定済	
	A15-002	住宅	一般	小山町	直接	小山町	—	—	公営住宅等ストック総合改 善事業	公営住宅等長寿命化計画の策定	小山町		■				1		—	
	A15-003	住宅	一般	小山町	直接	小山町	—	—	地域優良賃貸住宅整備事 業	木造25戸以上、詳細はPFI事業により 公募。契約R7.9月、完成R9.3月予定	小山町					■	—			
												小計						71		
												合計						71		

交付金の執行状況

(単位:百万円)

	R3	R4	R5	R6	R7
配分額 (a)	4	1	9		
計画別流用増△減額 (b)	0	0	0		
交付額 (c = a+b)	4	1	9		
前年度からの繰越額 (d)	0	0	0		
支払済額 (e)	4	1	9		
翌年度繰越額 (f)	0	0	0		
うち未契約繰越額 (g)	0	0	0		
不用額 (h = C+d-e-f)	0	0	0		
未契約繰越+不用額 (h = (g+h)/(c+d))	0.0%	0.0%	0.0%		
未契約繰越+不用額が10%を超えている 場合その理由	-	-			

(参考図面) 地域住宅支援



社会資本整備総合交付金チェックシート

(地域住宅計画に基づく事業等タイプ)

計画の名称: 小山町における高齢者にもやさしい安全な住まいの実現(地域住宅計画)

事業主体名: 小山町

チェック欄

I. 目標の妥当性	
★①計画の目標が基本方針と適合している。	○
★②地域の住宅ストックや住環境整備の状況等、現状分析が適切になされている。	○
★③地域の住宅政策上の課題を的確に踏まえた目標となっている。	○
★④関連する各種計画(住生活基本計画等)との整合性が確保されている。	○
⑤緊急性の高い課題に取り組む内容となっている。 (該当するものに○) ア 老朽化した住宅ストックの更新 イ 安全面、衛生面等の居住環境の改善 ウ 子育て世帯、高齢者、障害者等の居住の安定の確保 エ 既存住宅ストックの有効活用 オ まちなか居住の推進 カ 地方定住の推進 キ その他(小山町における住宅耐震化率の向上・小山町営住宅の長寿命化計画策定)	○
⑥数値目標や指標を用いるなど、客観的かつ具体的な目標となっている。	○
II. 計画の効果・効率性	
★①事業内容は、計画の目標を達成する上で適切なものとなっている。	○
★②十分な事業効果が得られることが確認されている。	○
★③事業効果は、数値、指標等を用いて客観的に示されている。	○
④事業の実施に当たり、福祉施策等との連携が図られている。	
⑤事業の実施に当たり、民間活力の活用が図られている。	
⑥事業効果をより高めるため、ハード事業とソフト事業を効果的に組み合わせる等の工夫がなされている。	
⑦地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業が盛り込まれている。	
⑧地域再生計画に地域住宅交付金の活用についての記載をしており、内閣総理大臣の評価を受けている。 (評価結果として該当するものに○) ア 80点以上 イ 60～79点 ウ 60点未満	
III. 計画の実現可能性	
★①事業熟度が十分である。	○
★②計画に記載された事業に関連する地方公共団体等の理解が得られている。	○
★③地域住宅計画を公表することとしている。	○
④地域住宅協議会等、関係地方公共団体等の意見調整の場が設けられている。	
⑤計画内容に関し、住民に対する事前説明が行われている。	
⑥計画期間中の計画管理(モニタリング)体制が適切である。	

(★は必須事項)